

青森県報

第三千三百八十号

平成二十三年
四月二十五日
(月曜日)

目次

訓令

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

(市 振興町 課村) …… 一

告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出

(高 齢 福 祉 課) …… 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出

(同) …… 二

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出

(障 害 福 祉 課) …… 二

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出

(同) …… 三

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

(三 八 地 域 局) …… 四

土地改良区の定款変更の認可

(西 北 地 域 局) …… 五

公安委員会

機械警備業務管理者講習の実施

(生 活 安 全 課) …… 五

訓 令

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十一年五月青森県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び」を「。以下「補助規則」という。及び」に改め、同条第二号中「青森県補助金等の交付に関する規則」を「補助規則」に改め、同条に次の一号を加える。

三 平成二十三年度青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金交付要綱(平成二十三年四月七日制定)に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十三年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社 あいびす	弘前市城東中央五丁目四の二五	訪問看護	訪問看護ステーションあいびす	弘前市城東中央五丁目四の二五	平成二三年四月二四	平成二三年四月三〇
社会福祉法人 まほろば	八戸市小中野八丁目八の八	訪問看護	訪問看護ステーション小中野	八戸市小中野八丁目八の八	"	二三年二七
医療法人 泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	訪問介護	新井田クリニック訪問介護事業所	八戸市新井田西二丁目一の二五	二三年二六	二三年四一

青森県告示第百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指月日定
株式会社 フォーリーフ	三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠三〇の三七	居宅介護支援事業所 フォーリーフ	三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠六の二五四	平成二三年四月二〇

青森県告示第百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十三年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社 あいびす	弘前市城東中央五丁目四の二五	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションあいびす	弘前市城東中央五丁目四の二五	平成二三年四月二四	平成二三年四月三〇
医療法人 泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	介護予防訪問介護	新井田クリニック訪問介護事業所	八戸市新井田西二丁目一の二五	二三年二六	二三年四一

青森県告示第百八十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により

公示する。

平成二十三年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
社会福祉法人 元平社	医療法人 弘愛会	社会福祉法人 抱民舎	特定非営 利活動法 人	指定障害福祉サ ービス	名称	五所川原市 朝日市	山八五の四	名称
青森市大字 高田字川瀬 一八六の一	弘前市大字 宮川三丁目 一四の四	弘前市大字 高屋字安田 七三五の三	金木町朝日 山八五の四	障害福祉サ ービス	主たる事務 所の所在地	つがる市木 造柴田弥生 田二の一	ルリスクリ ブル	名称
居宅介護	居宅介護 重度訪問	相談支援	児童デイ サービス	障害福祉サ ービス	種類	平成 二〇二一	ピタ ブル	名称
訪問介護 センターシ カバ	事業所 介護	サポート センター	であいの 家	障害福祉サ ービス	種類	年 月 日	ピタ ブル	名称
青森市大字 大野字片岡 九七	青森市大字 大野字片岡 三八の一 九	弘前市大字 旭ヶ丘二丁 目六の二 旭ヶ丘成 田住宅四 号	弘前市大字 高屋字安田 七三五の三	障害福祉サ ービス	種類	年 月 日	ピタ ブル	名称
三 三 一	三 一 一	三 一 一	三 一 一	年 月 日	種類	年 月 日	ピタ ブル	名称

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人 誠会	つがる市森田町 三森の二	知的障害者 施設	知的障害者 更生施設	上北郡七戸町 清水頭七の八	平成 二〇二一
社会福祉法人 愛生会	五所川原市大字 金山字千代鶴 四二	知的障害者 更生施設	知的障害者 更生施設	上北郡七戸町 清水頭七の八	平成 二〇二一
社会福祉法人 愛生会	五所川原市大字 金山字千代鶴 四二	知的障害者 更生施設	知的障害者 更生施設	上北郡七戸町 清水頭七の八	平成 二〇二一
社会福祉法人 つづじ会	上北郡七戸町 清水頭七の八	短期入所	あぜりあ苑	上北郡七戸町 清水頭七の八	平成 二〇二一
社会福祉法人 つづじ会	上北郡七戸町 清水頭七の八	知的障害者 更生施設	知的障害者 更生施設	上北郡七戸町 清水頭七の八	平成 二〇二一

平成二十三年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

変更後	変更前
社会福祉法人 同伸社	八戸市大字 大久保字大 山三三の一
短期入所	瑞光園
八戸市大字 大久保字大 山三三の一	八戸市大字 大久保字大 山三三の一
三 三 一	三 三 一

社会福祉法人 なろう会	社会福祉法人 青森県こやか福祉事業団	社会福祉法人 青森県こやか福祉事業団	医療法人 平松病院	株式会社 ルーフ	株式会社 ルーフ	社会福祉法人 松緑福祉会	社会福祉法人 七戸福祉会	社会福祉法人 海陽会	社会福祉法人 海陽会
樽沢市浪岡大字 の四	青森市中央三丁目 の三	青森市中央三丁目 の三	八戸市大字新井 田字出口平一七	八戸市大字新井 田字出口平一七	八戸市大字新井 田字出口平一七	上北郡六ヶ所村 大字出口の二三	上北郡七戸の町 太田野一九の四	上北郡野辺地町 字上野八	上北郡野辺地町 字上野八
知的障害者更生施設 (事業)	自立生活訓練 (事業)	居宅介護	相談支援	就業継続支援 A型 B型	就業継続支援 A型 B型	就業継続支援 B型	知的障害者更生施設 (事業)	身体障害者入所施設 短期入所	身体障害者入所施設 短期入所
知的障害者の 更生施設 の里	自立生活訓練 事業	障害者居宅 介護事業	ツベルク・エボ ン地域活動支 援センター	指定障害福祉 事業所 エス・エス・ ン茶居花	指定障害福祉 事業所 グガール・デ ン茶居花	障害者支援 施設	城西の杜	リーナースク リーナースク	リーナースク リーナースク
樽沢市浪岡大字 の四	青森市青葉二丁目 の二	青森市青葉二丁目 の二	八戸市大字新井 田字出口平三二	八戸市大字新井 田字出口平三二	八戸市大字新井 田字出口平三六	上北郡六ヶ所村 大字出口の二三	上北郡七戸の町 高屋敷一の	上北郡野辺地町 字上野八	上北郡野辺地町 字上野八
〃	〃	三三・三三	〃	〃	三三・三三〇	〃	〃	〃	〃

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第

社会福祉法人 七峰会	社会福祉法人 七峰会	社会福祉法人 清養会	社会福祉法人 清養会	社会福祉法人 新井田福祉会	社会福祉法人 新井田福祉会	社会福祉法人 新井田福祉会	社会福祉法人 平館福祉会
弘前市大字下白 銀町二一の八	弘前市大字下白 銀町二一の八	青森市大字泉野 一字野脇四六の六	青森市大字泉野 一字野脇四六の六	青森市大字岡一 字宮本八八の一	青森市大字岡一 字宮本八八の一	青森市大字岡一 字宮本八八の一	東津軽郡外ヶ浜 川平館の根岸小
知的障害者更生施設 (事業)	知的障害者更生施設 (事業)	知的障害者更生施設 (事業)	知的障害者更生施設 (事業)	知的障害者更生施設 (事業)	知的障害者更生施設 (事業)	知的障害者更生施設 (事業)	知的障害者更生施設 (事業)
知的障害者更生施設 の園	知的障害者更生施設 の園	知的障害者更生施設 の園	知的障害者更生施設 の園	知的障害者更生施設 の園	知的障害者更生施設 の園	知的障害者更生施設 の園	かめめ苑
弘前市大字百沢 二字東岩木山二六	弘前市大字百沢 二字東岩木山二六	青森市大字泉野 一字野脇四六の六	青森市大字泉野 一字野脇四六の六	青森市大字岡一 字宮本八八の一	青森市大字岡一 字宮本八八の一	青森市大字岡一 字宮本八八の一	東津軽郡外ヶ浜 川平館の根岸小
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

十七項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十五日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

区役員の 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事	三浦 亮一	三戸郡五戸町字油出七	平成 三三・四一就任
理事	福村 清美	字観音堂五の一	〃
理事	赤坂 榮治	大字倉石石沢字石沢六六の六	〃
理事	川村 哲夫	字下新井田六四の二	〃
理事	小村 鉄雄	字愛宕丁一六	〃
理事	小渡 文雄	大字倉石中市字小渡二八	〃
理事	和田 正夫	字鍛冶屋窪上三一	〃
理事	勝山 薫	字越掛沢三一	〃
理事	川村 文雄	字熊野林後八九の六	〃
理事	手倉森 齊	大字倉石中市字天満二九の九	〃
監事	松坂 孝	字川原町西裏五の六四	〃
監事	時田 宏	字下タノ沢頭六〇の一	〃
理事	岩沢 由法	字中ノ沢一九の六	〃
理事	三浦 亮一	字油出七	三三・三三退任
理事	福村 清美	字観音堂五の一	〃
理事	赤坂 榮治	大字倉石石沢字石沢六六の六	〃
理事	川村 哲夫	字下新井田六四の二	〃
理事	小村 鉄雄	字愛宕丁一六	〃
理事	小渡 文雄	大字倉石中市字小渡二八	〃
理事	和田 正夫	字鍛冶屋窪上三一	〃
理事	勝山 薫	字越掛沢三一	〃
理事	川村 文雄	字熊野林後八九の六	〃
理事	手倉森 齊	大字倉石中市字天満二九の九	〃

監事	梅津 昇	字中市一五の〇
〃	松坂 孝	字川原町西裏五の六四
〃	時田 宏	字下タノ沢頭六〇の一
〃	〃	〃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川鶴田土地改良区の定款の変更を平成二十三年四月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年四月二十五日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十八号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第十三条において準用する同規則第二条の規定により公示する。

平成二十三年四月二十五日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 実施期間及び実施時間

平成二十三年六月二十日（月）から同年六月二十三日（木）までの四日間の午前九時から午後四時まで

二 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

十二人(予定)

四 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十三年五月十六日(月) から同年五月二十日(金) までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

四の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通)

5 受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

五 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

六 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

七 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七三三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭